

—マイナ保険証をまだお持ちでない方へ—

資格確認書のご案内



「資格確認書」は
健康保険証の代わり
に使えます

当健康保険組合の加入者であることを
証明する「資格確認書」をお送りします。
記載内容をご確認のうえ、大切にお取
り扱いください。

交付対象

マイナンバーカードの健康保険証
利用登録が確認できていない方

※行き違いで、すでにマイナンバーカードの健康保険証
利用登録をされている場合は、何卒ご容赦ください。

2025年(令和7年)12月2日から 従来の健康保険証は使えません

医療機関の窓口で「資格確認書」を提示してください。今まで通り
健康保険が使えます。



2025年12月2日以降は、従来の健康保険証の返却は不要です。
各自で処分をお願いします。

こんなとき、どうすればいい?

退職した・扶養からはずれた

- ▶資格確認書を返却

氏名に変更があった

- ▶資格確認書と「氏名変更届」を提出

住所に変更があった

- ▶「住所変更届」を提出し、資格確認書の
住所欄をご自身で新住所に書き換え

マイナ保険証の登録を行った

- ▶資格確認書を返却

資格確認書をなくした・き損した

- ▶「資格確認書 減失・き損届」、
「資格確認書(再)交付申請書」を提出
き損の場合は、資格確認書を添付

- 手続きは、お勤めの会社のご担当部署を通じてお願
いします。任意継続・特例退職の方は健康保険組合
へ直接、手続きを行ってください。
- やむを得ない場合を除き、**マイナ保険証をお持ちの
方への資格確認書の再交付**は行いません。

手続き等の詳細は、
当健康保険組合ホームページへ



資格確認書には有効期限があります。ぜひマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

裏面へ

健康保険組合

もう

マイナ保険証で

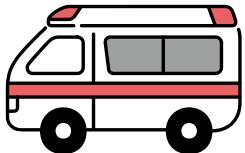
安心・便利に

マイナ保険証が

使いやすく

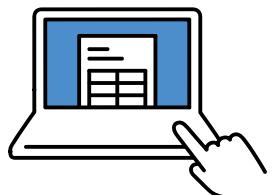
マイナ救急

病歴や飲んでいる薬が把握でき、適切な応急処置や病院の選定に役立ちます



各種手続きがラクラク

マイナポータルと連携して医療費控除の申請が簡単に



医療費が高額の場合も申請なしで自己負担限度額までの支払いに

過去のお薬・診療内容を正確に共有して質の高い医療に

薬や検査の重複も防げます



マイナ保険証が基本です

デ
フ
オ
ル
ト

スマホ搭載で

マイナンバーカードの持ち歩きが不要に

2025年9月～
順次、医療機関で
使えるようになります



ご利用には、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が必要です。

カードリーダーでの認証がよりスマーズに

顔認証がうまくいかない・暗証番号を忘れた、といった場合の目視確認がしやすくなりました



医療機関の診察券とマイナンバーカードの一体化も進行中！

あなたもそろそろ

マイナ保険証にしませんか？

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、Step2のみ

Step 1 マイナンバーカードの作成

【用意するもの】

- 交付申請書
「交付申請書」がない場合は、マイナンバー総合サイトでダウンロードし、郵送で申請可。

→「交付通知書」が届いたら、指定の場所で受け取る

【申請の方法】

- オンライン
(スマホ・パソコンなど)
- 郵送
- まちなかの証明写真機

Step 2 健康保険証の利用登録

【用意するもの】

- マイナンバーカード
- カード取得時に登録した暗証番号(4ケタ)

→どの方法でも、画面に従って入力すればOK！

【登録の方法】

- マイナポータル
- セブン銀行ATM
- 医療機関・薬局のカードリーダー

詳しくは、厚生労働省Webサイトをご覧ください

マイナンバーカード 保険証利用

